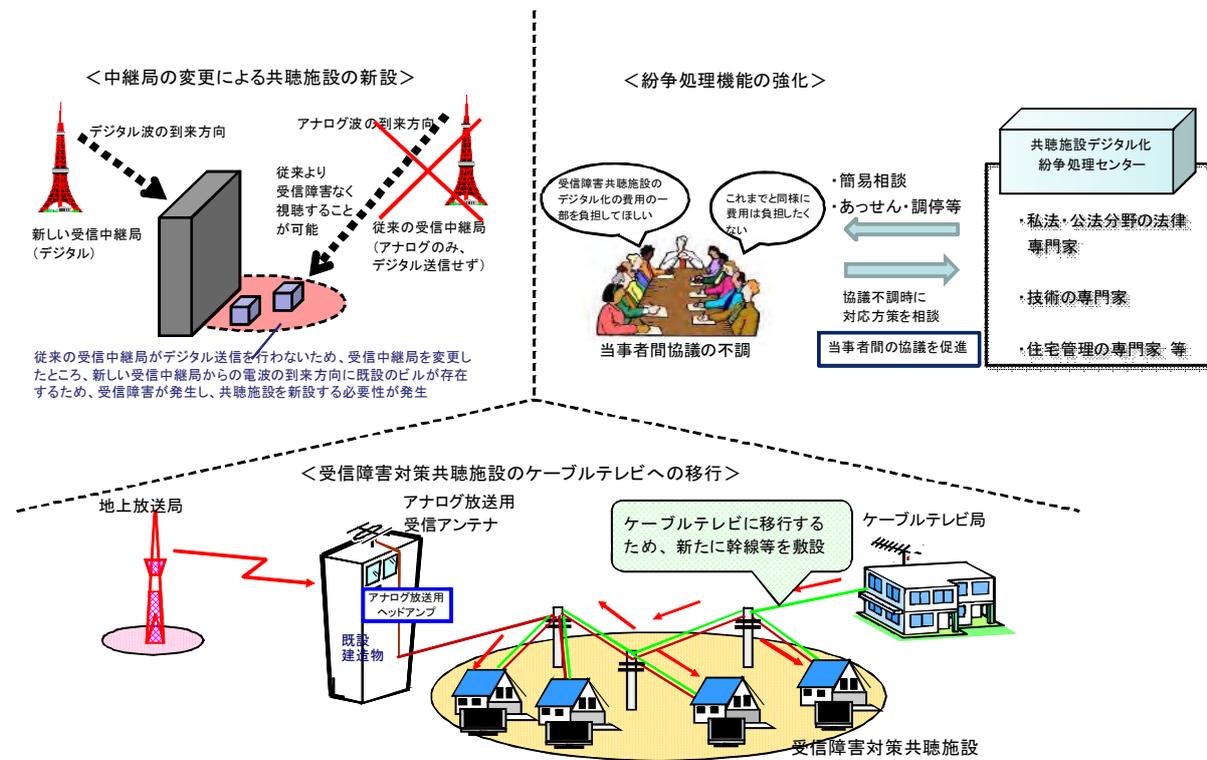


# 経済危機対策に盛り込まれた受信障害対策共聴等に対する支援策

※ 現在、本支援策を実施する団体を公募中(H21. 7. 1まで)

## 1. 受信障害対策共聴施設に対する新たな支援策

受信障害対策共聴施設のデジタル化に関し、①共聴施設に関する当事者間の協議を促進するための受信調査の拡充、②デジタル化により新たに受信障害が生じる場合の共聴施設の新設に要する費用の補助(補助率2/3)、③ケーブルテレビへの移行に対する支援(補助率1/2)、④共聴施設の改修等の対応方針の決定や費用負担に関して、第三者による相談対応やあっせん・調停等を行う紛争処理体制の整備を実施する。



## 2. 集合住宅共聴施設に対する新たな支援策

規模の小さい集合住宅や老朽化した集合住宅など、デジタル化対応費用が著しく過重となる場合を対象に、①共聴施設の改修を行う場合及び②ケーブルテレビを活用しデジタル化対応する場合において、デジタル化対応費用の最大1/2を補助する。

